

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年7月5日

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・ヘッド スティーブン・ルーセル
(Stephen Rouxel)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 1WA、ガーンジー、
セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,
Guernsey GY1 1WA, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 三宅章仁
弁護士 曹貴鎬

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド
(HSBC Portfolio Selection Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
HSBC GH ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(526億8,000万円)
を上限額とする。
ユーロ・ヘッジ・クラス受益証券^(注1)について、5億ユーロ(627
億3,500万円)を上限額とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和2年10月30日に提出した有価証券届出書（令和3年1月29日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）について、令和3年5月1日付で主要な関係法人の異動があったことからこれらに関する記載事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

下線部____は、訂正部分を示します。

第一部 証券情報

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

受益証券について、HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) HSBC GHファンドについては、米ドル・クラス受益証券、クラスS受益証券(米ドル、ユーロ、スターリング・ポンドおよびスイスフラン)、通貨ヘッジ・クラス受益証券(ユーロ、スターリング・ポンド、スイスフランおよび人民元)、APクラス受益証券、ADM米ドルクラス受益証券、Rクラス受益証券(米ドル、スターリング・ポンド、ユーロおよびスイスフラン)、インスティテューショナル・クラス受益証券(米ドル、ユーロ、スイスフラン、スターリング・ポンドおよびシンガポール・ドル)、インスティテューショナルRクラス受益証券(米ドル、ユーロ、スターリング・ポンドおよびスイス・フラン)およびスーパー・インスティテューショナル・クラス受益証券(香港ドルおよび米ドル)の26種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券およびユーロ・ヘッジ・クラス受益証券が募集される。

<訂正後>

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

受益証券について、HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) HSBC GHファンドについては、米ドル・クラス受益証券、クラスS受益証券(米ドル、ユーロ、スターリング・ポンドおよびスイスフラン)、通貨ヘッジ・クラス受益証券(ユーロ、スターリング・ポンド、スイスフランおよび人民元)、APクラス受益証券、ADM米ドルクラス受益証券、Rクラス受益証券(米ドル、スターリング・ポンド、ユーロおよびスイスフラン)、インスティテューショナル・クラス受益証券(米ドル、ユーロ、スイスフラン、スターリング・ポンドおよびシンガポール・ドル)、インスティテューショナルRクラス受益証券(米ドル、ユーロ、スターリング・ポンドおよびスイス・フラン)およびスーパー・インスティテューショナル・クラス受益証券(香港ドルおよび米ドル)の24種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券およびユーロ・ヘッジ・クラス受益証券が募集される。

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの形態

<訂正前>

HSBC GH ファンドは、アンブレラ・ファンドであるセレクション・ファンドのサブ・ファンドである。現在、1個のファンドが、セレクション・ファンドのサブ・ファンドとして存在する。セレクション・ファンドは、当初平成7年5月15日付信託証書(当該証書はその後随時改訂された平成8年5月31日付信託証書に置き替えられ、さらに平成26年6月26日付信託証書に置き替えられている。)により組成されたアンブレラ・ファンドとして設定されたガーンジーのユニット・トラスト・スキームである。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(「管理会社」)がセレクション・ファンドの管理会社であり、またHSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド(「受託会社」)が平成10年7月1日付でセレクション・ファンドの受託会社に指定された。セレクション・ファンド、管理会社および受託会社は、クラスB規則(下記に定義される。)に服する。

セレクション・ファンドは現在、主にオルタナティブ投資戦略を用いるさまざまなポートフォリオ・マネジャーを通じてその資産の投資を認めている1つのサブ・ファンドで構成されている。これを促進するため、ファンドは、多種多様な投資信託のユニット、受益証券およびファンドのその他の権益に投資することが認められている。かかる権益には、投資一任口座またはマネージド・アカウントが含まれるが、ファンドはまた、短期金融商品、債券、株式およびデリバティブを含むその他の投資証券への投資を認められている。本書の日付現在、HSBC GH ファンドについては26種類のクラス受益証券で取得することができる。ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

<訂正後>

HSBC GH ファンドは、アンブレラ・ファンドであるセレクション・ファンドのサブ・ファンドである。現在、1個のファンドが、セレクション・ファンドのサブ・ファンドとして存在する。セレクション・ファンドは、当初平成7年5月15日付信託証書(当該証書はその後随時改訂された平成8年5月31日付信託証書に置き替えられ、平成26年6月26日付信託証書に置き替えられ、さらに令和3年5月1日付信託証書に置き換えられている。)により組成されたアンブレラ・ファンドとして設定されたガーンジーのユニット・トラスト・スキームである。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(「管理会社」)がセレクション・ファンドの管理会社であり、またHSBC カストディ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッド(「受託会社」)がセレクション・ファンドに関する受託会社の退任および選任についての証書により、令和3年5月1日付でセレクション・ファンドの受託会社に指定された。セレクション・ファンド、管理会社および受託会社は、クラスB規則(下記に定義される。)に服する。

セレクション・ファンドは現在、主にオルタナティブ投資戦略を用いるさまざまなポートフォリオ・マネジャーを通じてその資産の投資を認めている1つのファンドで構成されている。これを

促進するため、ファンドは、多種多様な投資信託のユニット、受益証券およびファンドのその他の権益に投資することが認められている。かかる権益には、投資一任口座またはマネージド・アカウントが含まれるが、ファンドはまた、短期金融商品、債券、株式およびデリバティブを含むその他の投資証券への投資を認められている。ファンドは、その目的のために設立された投資対象保有会社(以下、それぞれ「特別目的ビークル」という。)を通じて投資を行う。当該会社は、ガーンジーまたは利用可能な二重課税防止条約を勘案して管理会社もしくは受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

本書の日付現在、HSBC GH ファンドについては24種類のクラス受益証券で取得することができる。HSBC GH ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

令和元年9月30日 HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンドの終了

<訂正後>

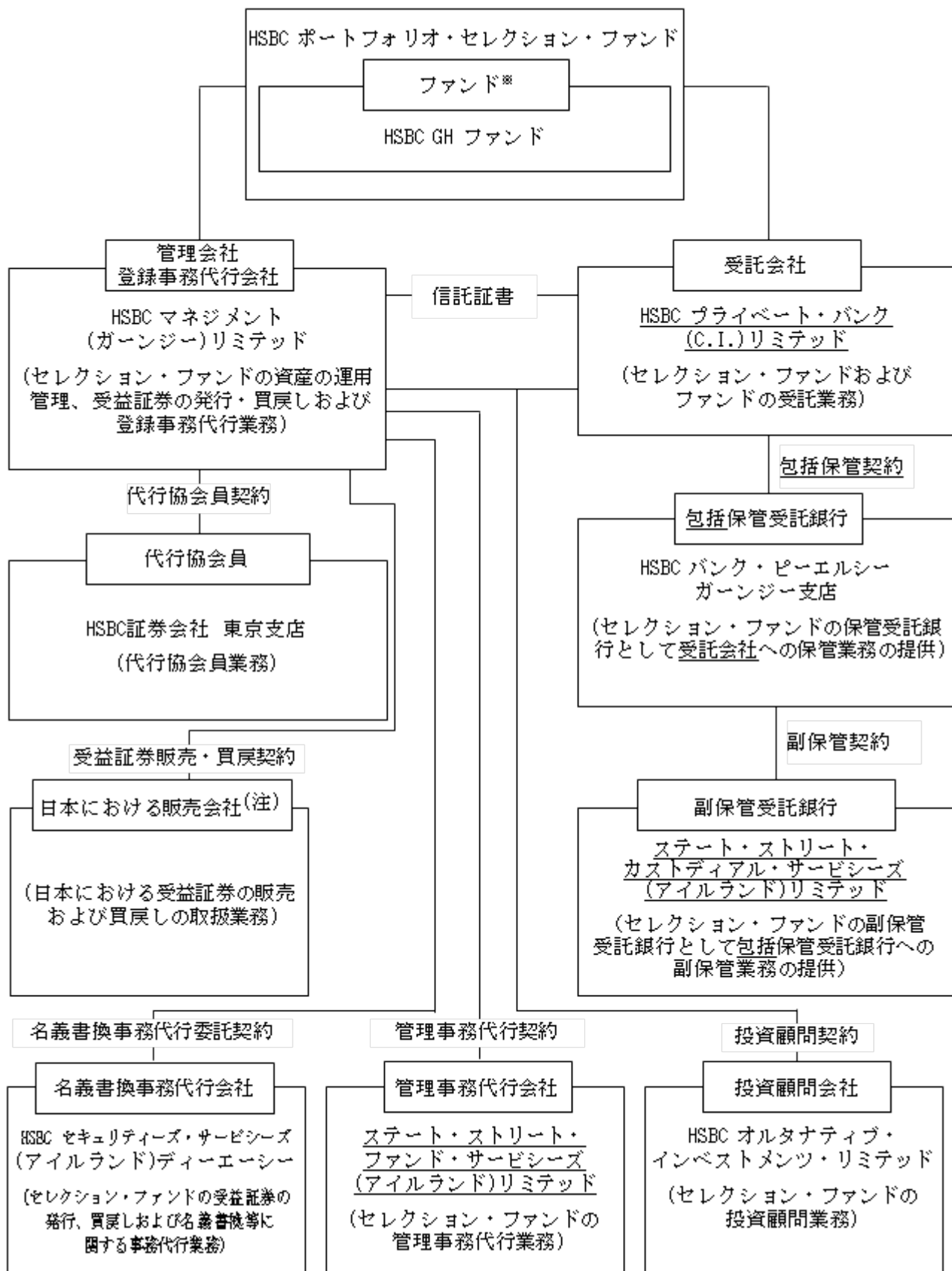
(前略)

令和元年9月30日 HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンドの終了

令和3年5月1日 信託証書締結(平成26年6月26日付信託証書を変更および再録)

(3) ファンドの仕組み
 ファンドの仕組み

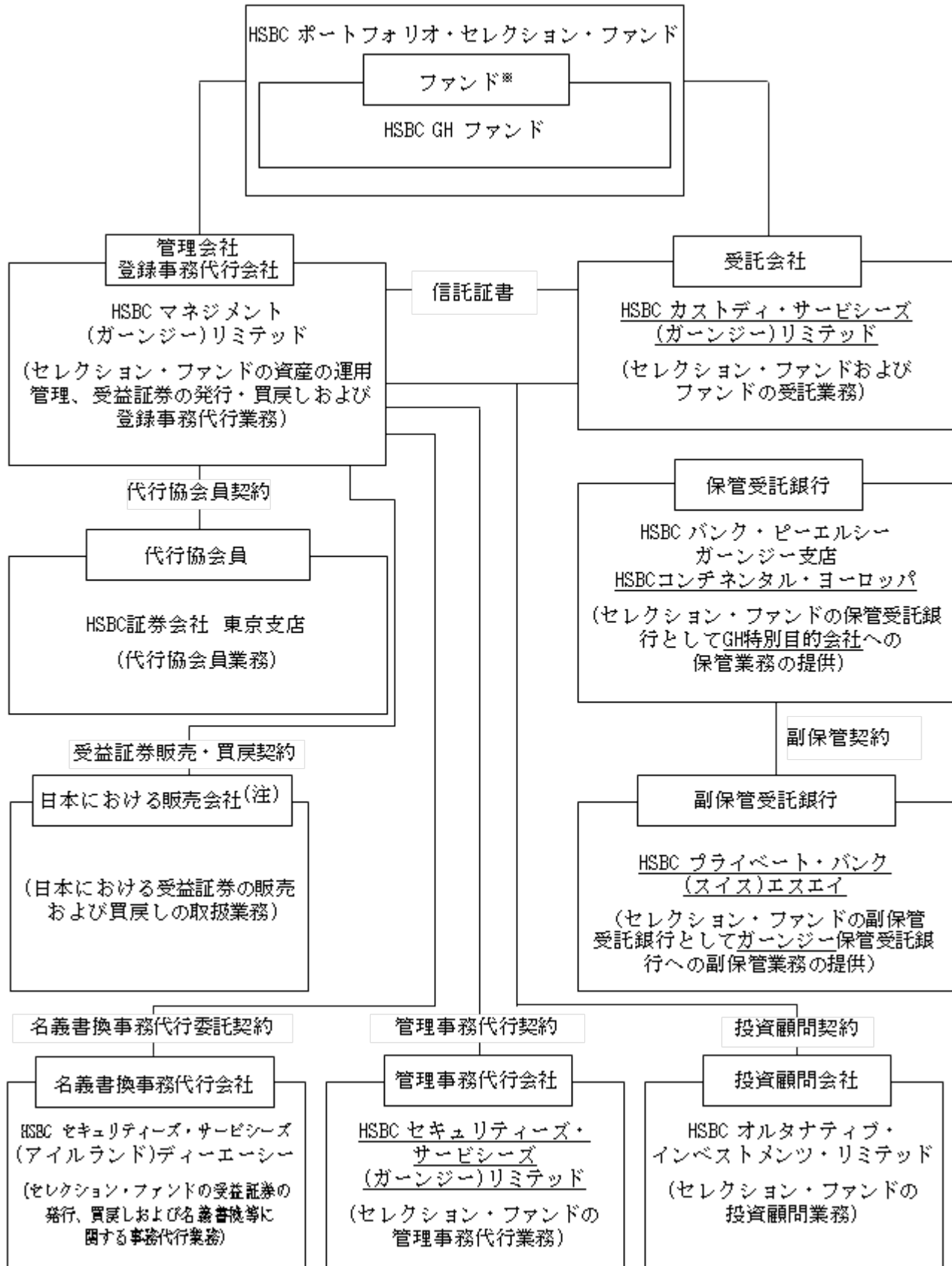
<訂正前>



(注) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

(後略)

<訂正後>



(注) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

(後略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要
< 訂正前 >

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド (HSBC Management(Guernsey) Limited)	管理会社 登録事務代行会社	平成8年5月31日付信託証書(随時改訂済)を受託会社と締結。セレクション・ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しならびに終了について規定している。
HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド (HSBC Private Bank(C.I.)Limited)	受託会社	受託会社の退任および選任についての証書により、平成10年7月1日付で信託証書の当事者に就任。信託証書では、セレクション・ファンドおよびファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。
HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店 (HSBC Bank plc, Guernsey Branch)	包括保管受託銀行	平成29年10月1日付で包括保管契約(注1)を受託会社と包括保管受託銀行との間で締結。同契約に基づき、受託会社は包括保管受託銀行に保管業務を委託。セレクション・ファンドの資産の保管業務について規定している。
ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (State Street Custodial Services (Ireland)Limited)	副保管受託銀行	平成29年10月1日付で副保管契約を包括保管受託銀行と副保管受託銀行との間で締結。同契約に基づき、包括保管受託銀行は副保管受託銀行に保管業務を再委託。セレクション・ファンドの資産の副保管業務について規定している。
HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド (HSBC Alternative Investments Limited)	投資顧問会社	平成8年6月25日付投資顧問契約(注2)を管理会社および受託会社との間で締結(平成26年6月26日付で修正済)。ファンドの投資顧問業務について規定している。
ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (State Street Fund Services (Ireland)Limited)	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドとの間で平成13年1月12日付管理事務代行契約(注3)を締結(平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが契約上の地位を承継。)。セレクション・ファンドの管理事務代行業務について規定している。
HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシー (HSBC Securities Services (Ireland) DAC)	名義書換事務代行会社	平成25年5月31日付で、管理会社は、受託会社の同意を得て、HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシーを名義書換事務代行会社として、名義書換事務代行業務を委託した。名義書換事務代行委託契約(注4)は、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務について規定している。

(注1) 包括保管契約とは、受託会社によって任命された保管受託銀行がファンドの保有する資産の保管およびその他の保管業務の提供を約する契約である。

(後略)

<訂正後>

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド (HSBC Management(Guernsey) Limited)	管理会社 登録事務代行会社	平成8年5月31日付信託証書(随時改訂済)を受託会社と締結。セレクション・ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しならびに終了について規定している。
HSBCカストディ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッド (HSBC Custody Services(Guernsey) Limited)	受託会社	受託会社の退任および選任についての証書により、令和2年3月1日付で信託証書の当事者に就任。信託証書では、セレクション・ファンドおよびファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。
HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店 (HSBC Bank plc, Guernsey Branch)	ガーンジー保管受託銀行	令和2年3月1日付で保管契約(注1)をGH特別目的ピークルとガーンジー保管受託銀行との間で締結。同契約に基づき、GH特別目的ピークルは包括保管受託銀行に保管業務を委託。セレクション・ファンドの資産の保管業務について規定している。
HSBC コンチネンタル・ヨーロッパ (HSBC Continental Europe)	欧州保管受託銀行	令和2年3月1日付で保管契約(注1)をGH特別目的ピークルと欧州保管受託銀行との間で締結。同契約に基づき、GH特別目的ピークルは欧州保管受託銀行に保管業務を委託。セレクション・ファンドの資産の保管業務について規定している。
HSBC プライベート・バンク(スイス)エスエイ (HSBC Private Bank (Suisse) SA)	副保管受託銀行	令和2年3月1日付で副保管契約をガーンジー保管受託銀行と副保管受託銀行との間で締結。同契約に基づき、ガーンジー保管受託銀行は副保管受託銀行に保管業務を再委託。セレクション・ファンドの資産の副保管業務について規定している。
HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド (HSBC Alternative Investments Limited)	投資顧問会社	平成8年6月25日付投資顧問契約(注2)を管理会社および受託会社との間で締結(平成26年6月26日付で修正済)。ファンドの投資顧問業務について規定している。
HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッド (HSBC Securities Services(Guernsey) Limited)	管理事務代行会社	管理会社とHSBCセキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッドとの間で令和3年5月1日付管理事務代行契約(注3)を締結。セレクション・ファンドの管理事務代行業務について規定している。
HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシー (HSBC Securities Services(Ireland) DAC)	名義書換事務代行会社	平成25年5月31日付で、管理会社は、受託会社の同意を得て、HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシーを名義書換事務代行会社として、名義書換事務代行業務を委託した。名義書換事務代行委託契約(注4)は、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、GH特別目的ピークルによって任命された保管受託銀行がGH特別目的ピークルの保有する資産の保管およびその他の保管業務の提供を約する契約である。ガーンジー保管受託銀行と欧州保管受託銀行を併せて、以下「保管受託銀行」という。

(後略)

(5) 開示制度の概要

ガーンジーにおける開示

< 訂正前 >

(前略)

(口) 受益者に対する開示

受益証券価格の公告

各ファンドの受益証券の価格は、いつでも管理会社から入手可能であり、またザ・ウォールストリート・ジャーナル、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(欧州版)、その他管理会社が随時決定する新聞でも公告され、かかるすべての発生コストは当該ファンドが負担する。管理会社は、新聞紙上で公告される受益証券価格が正確であることを確実にすべく努力するが、管理会社は、起こりうる誤りについて責任を負わない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(口) 受益者に対する開示

受益証券価格の公告

HSBC GHファンドの受益証券の価格は、いつでも管理会社から入手可能であり、またザ・ウォールストリート・ジャーナル、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(欧州版)、その他管理会社が随時決定する新聞でも公告され、かかるすべての発生コストは当該ファンドが負担する。管理会社は、新聞紙上で公告される受益証券価格が正確であることを確実にすべく努力するが、管理会社は、起こりうる誤りについて責任を負わない。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

投資戦略

ファンドの投資目的は長期的な資本成長を生み出すことであり、別紙に記載のとおりである。各ファンドの資産は、複数の投資先ファンド(主にヘッジ・ファンド)に対して配分される。資産配分は、ファンドの投資目的を達成するため、ボトム・アップのファンド・マネジャー選択とトップダウンの戦略的配分の両方を組み合わせ、各ファンドの別紙「ファンド概要」に記載される投資制限に従って行われる。

(中略)

投資顧問会社

管理会社は、管理会社、受託会社と投資顧問会社との間で締結された投資顧問契約に基づき、投資顧問会社に対して各ファンドの投資活動(ただし、かかる投資活動がクラスB規則に基づいていることを条件とする。)の遂行に関する業務を含み、かつ、投資顧問契約および英文目論見書に定めるその他の制限に従い、特定のポートフォリオ運用業務を委託している。管理会社は、投資顧問会社が提供する助言を受けて各ファンドの投資目的および投資方針の見直しを検討することができる。各ファンドの全体的なポートフォリオ運用責任およびリスク管理責任は管理会社に帰属している。

(後略)

< 訂正後 >

投資目的

ファンドの投資目的は長期的な資本成長を生み出すことであり、別紙に記載のとおりである。各ファンドの資産は、複数の投資先ファンド（主にヘッジ・ファンド）に対して配分される。資産配分は、ファンドの投資目的を達成するため、ボトム・アップのファンド・マネジャー選択とトップダウンの戦略的配分の両方を組み合わせ、各ファンドの別紙「ファンド概要」に記載される投資制限に従って行われる。

（中略）

投資顧問会社

管理会社は、管理会社と投資顧問会社との間で締結された投資顧問契約に基づき、投資顧問会社に対して各ファンドの投資活動（ただし、かかる投資活動がクラスB規則に基づいていることを条件とする。）の遂行に関する業務を含み、かつ、投資顧問契約および英文目論見書に定めるその他の制限に従い、特定のポートフォリオ運用業務を委託している。管理会社は、投資顧問会社が提供する助言を受けて各ファンドの投資目的および投資方針の見直しを検討することができる。各ファンドの全体的なポートフォリオ運用責任およびリスク管理責任は管理会社に帰属している。

（後略）

（3）運用体制

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

< 訂正前 >

（前略）

ファンドの投資戦略は、ファンドの投資顧問会社により監督されている。ファンドの投資戦略の実施は、子会社監査委員会およびグループ監査委員会の内部監査およびコンプライアンス機能を通じて監督されている。グループ監査委員会は、内部統制システムの効率性を精査し、HSBC ホールディングスの取締役会に定期的な報告を行う。投資顧問会社はまた、常勤コンプライアンス・マネジャーを雇用している。さらに投資顧問会社は、HSBCプライベート・バンクならびにHSBCグローバル・ネットワークにおけるコンプライアンス情報を利用することができる。

英文目論見書には、管理会社はステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。)との間で管理事務代行契約を締結し、管理事務代行会社に一定の管理業務を委託している旨が記載されている。最終的な責任は管理会社であり、管理会社は外部に委託した業務に関して責任を負う。受託会社は、HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店(以下「包括保管受託銀行」という。)を包括保管受託銀行に任命し、包括保管受託銀行はステート・ストリート・カスタディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「副保管受託銀行」という。)に再委託しており、資産および評価の会計システムを実質的に一つのプラットフォーム上で保有している。管理会社は副保管受託銀行に対し定期的審査を行う。

< 訂正後 >

（前略）

ファンドの投資戦略は、ファンドの投資顧問会社により監督されている。ファンドの投資戦略の実施は、子会社監査委員会およびグループ監査委員会の内部監査およびコンプライアンス機能を通じて監督されている。グループ監査委員会は、内部統制システムの効率性を精査し、HSBC ホールディングスの取締役会に定期的な報告を行う。投資顧問会社はまた、常勤コンプライアンス・マネジャーを雇用している。さらに投資顧問会社

は、HSBC カストディ・サービシズ(ガーンジー)リミテッドならびにHSBCグローバル・ネットワークにおけるコンプライアンス情報を利用することができる。

英文目論見書には、管理会社はHSBCセキュリティーズ・サービシズ(ガーンジー)リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。)との間で管理事務代行契約を締結し、管理事務代行会社に一定の管理業務を委託している旨が記載されている。最終的な責任は管理会社にあり、管理会社は外部に委託した業務に関して責任を負う。GH特別目的ビークルは、HSBCバンク・ピーエルシー ガーンジー支店(以下「ガーンジー保管受託銀行」という。)およびHSBCコンチネンタル・ヨーロッパ(以下「欧州保管受託銀行」といい、ガーンジー保管受託銀行と併せて「保管受託銀行」という。)をGH特別目的ビークルの資産の保管受託銀行に任命した。ガーンジー保管受託銀行は、引き続きHSBCプライベート・バンク(スイス)エスエイ(以下「副保管受託銀行」という。)に一定の保管業務を再委託している。保管受託銀行は、GH特別目的ビークルの資産の保管について責任を負う。管理会社は保管受託銀行に対し定期的審査を行う。

(5) 投資制限

信用リスク管理

<訂正前>

令和元年12月1日以降、ファンドは、以下の行為を直接的に行うことが禁止される。

(後略)

<訂正後>

ファンドは、以下の行為を直接的に行うことが禁止される。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

(前略)

(17) クラス間の負債

信託証書に従い、各ファンドの信託財産は、受託会社により創設された当該ファンドの受益証券の発行手取金により構成される。各ファンドには複数のクラスがあり、将来更なるクラスが創設される場合もある。特定のファンドの負債は、当該ファンドの資産から支払われるものであり、他のファンドに付随するものでも他のファンドの負債となるものでもないが、この理は、特定のファンドの特定の受益証券クラスの負債と当該ファンドの他の受益証券クラスの負債との関係においては当てはまらない(すなわち、前段に記載された「周囲との隔絶」は、同一ファンド内の別々の受益証券クラスにおいては当てはまらない。)。したがって、資産または負債が帰属するクラスまたはポートフォリオにかかわらず、ファンドの全資産は、当該ファンドのそれぞれの負債を支払うために利用することができる。実際には、クラス間またはポートフォリオ間の負債が生じるのは、いずれかのクラスまたはポートフォリオが破産した場合または資産を費消して負債を支払うことができなくなった場合に限られる。この場合、他のクラスに帰属するファンドの全資産は、破産したクラスまたはポートフォリオの負債の支払に充てることができる。

(18) 海外(ガーンジーまたは英領ヴァージン諸島を含む。)拠点に住所地を置く会社の利用

各ファンドは、ガーンジーもしくは英領ヴァージン諸島または管理会社または受託会社が利用可能な二重課税防止条約を念頭に置き適切とみなすその他の地域で登記された全額出資子会社を通じて投資を行う。各ファンドに代わって行われた全ての投資は、当該子会社により保有される。

HSBC GH ファンドは、英領ヴァージン諸島およびガーンジーで登記された全額出資子会社を通じて投資を行う。

(中略)

(23) ブレクジットの潜在的な影響

2017年3月29日、英国政府は、欧州連合(以下「EU」という。)に対し、EU離脱(すなわち「ブレクジット」)の意向を正式に通知した。現在のところ、英国は、2019年3月29日に正式にEUを離脱する予定である。英国と他のEU加盟国は、離脱協定に2020年末までの移行期間を盛り込む旨の政治的合意に達しており、この移行期間中、英国には、加盟国である場合と同様に引き続きEU法が適用される。しかし、英国の離脱をめぐっては、依然としてさらなる交渉を要する多くの問題があり、リスボン条約第50条に基づく離脱協定全体は、欧州理事会による承認、ならびに欧州議会および英国議会による批准があって初めて効力を生じる。

英国とEU(および協定による他のEU非加盟国)との今後の経済的および政治的關係は依然として不透明なままである。この不透明さにより、さらなる国際通貨および資産価格のボラティリティを生む可能性がある。このことは、ファンドおよび/または投資先ファンドが通貨ヘッジ方針の採用を決定した場合、ファンドおよび/または投資先ファンドならびにそれらの投資のリターンにマイナスの影響を及ぼし、その結果、費用が増大することがある。不透明感の継続は、経済全般の見通しに悪影響を及ぼす可能性があり、このため、ファンドおよび/または投資先ファンドならびにそれらの投資が自らの戦略を効果的に遂行する能力にマイナスの影響を及ぼすことがあり、ファンドおよび/または投資先ファンドの費用を増大させることもある。

どのようなクロスボーダーの活動を行うことができるかを制限する、ブレクジット後の英国規制とEU規制との相違が拡大する可能性がある。このことは、ファンドおよび/または投資先ファンドが投資助言またはポートフォリオ運用サービスを受ける能力に影響を及ぼし、または当該サービスの費用を増加させる可能性があり、ファンドを英国の投資家に販売する能力に影響を及ぼすこともある。ブレクジット関連の変動の内容およびその影響の範囲は、不透明であるが、重大なものとなる可能性がある。

(24) 金利指標改革の潜在的な影響

ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)および欧州銀行間取引金利(EURIBOR)は、デリバティブ、融資、証券、住宅ローン等の契約に用いる基準相場を示す金利指標である。

国際的な規制当局は、代替金利指標(代替指標)が策定されるべきであり、LIBORやEURIBOR等の既存の金利は2021年以降継続されない可能性が高いと発表した。英文目論見書作成日現在、代替指標として、イングランド銀行はポンド翌日物平均金利(SONIA)を、スイスはスイス翌日物平均金利(SARON)を採用することが、アメリカ合衆国においては担保付翌日物調達金利が主要な基準相場となることが予想されている。

代替指標の採用は、金融セクター全般にわたる影響を及ぼし、データ・技術インフラ、財務、会計、法務、法規制の遵守、統制、ガバナンス、監督等の関係で、業界全体にわたる大きな変革を強いる可能性が高い。

代替指標への移行は、HSBCポートフォリオ・セレクション・ファンドの運営および運用のみならず、投資先ファンドが取引を行う投資市場にも影響を与えることとなる。

管理会社は、2021年末よりも前に代替指標を採用する予定であるが、その代替指標が既存指標の特性およびパフォーマンスを正確に再現するものであるとの保証はない。代替指標は異なる計算方法を使用する可能性が高いため、代替指標を採用することによりファンドおよび投資家に対して追加のコストや費用を負担させるというリスクが生じる。特に、代替指標の採用は、成功報酬の計算に用いられる指標を構成する既存のハードルレートに影響を与える。管理会社は、ファンドが今後行う借入れにおいては、新たな代替金利指標を参照した値付けがなされるものと予想している。

また、代替金利指標の採用によって、投資市場に不確実性、ボラティリティまたは混乱がもたらされることがあり、それによって投資先ファンドが効果的にその投資戦略を実行する能力が阻害される可能性がある。その結果、投資先ファンドに由来するリターンが減少し、または損失につながる可能性がある。

(中略)

(26) 欧州経済地域(「EEA」)内に住所を置くまたは登記上の住所を置く投資家に対する通知

セレクション・ファンドは、非EEAのオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)により管理されている非EEAオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)である。したがって、投資家への開示、規制当局に対する報告および年次報告に関するAIFMDの規定の一部のみが適用される。そのため、かかる投資家は、セレクション・ファンドがEEAのAIFMにより管理されているEEAのAIFであった場合、AIFMDが想定する全規定の恩恵を受けることはない。

EEA内に住所を置くまたは登記上の住所を置く投資家は、AIFMDに基づき開示が要求される重要情報を含むAIFMD投資家開示書面を参照すべきである。

(中略)

スイスにおいて登録されたファンドに適用される追加リスク要因

(中略)

(k) 子会社の利用(特別目的ビークル)

ファンドの資産は、ファンドが株式の100%を保有する別個の法主体である「子会社」において保有されることがあり、その運用はポートフォリオ・ファンド・マネジャーによって確保される。かかる子会社は一般に、オフショア法域(例えば、ガーンジーまたは英領バージン諸島(BVI))で設立される。かかる法域で適用される法律は、子会社の第三者に対する約定に関して子会社とその株主との間の完全な法的分離の原則を認めている。しかしながら、例外的な場合、子会社の結んだ約定につきファンドが責任を負うこととなるリスクがある。管理会社は、ポートフォリオ・ファンド・マネジャーとの間で合意される契約に特定の契約条項を含めることによって、この残存リスクを制限するためのあらゆる努力を払う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(17) クラス間の負債

信託証書に従い、各ファンドの信託財産は、管理会社により創設された当該ファンドの受益証券の発行手取金により構成される。各ファンドには複数のクラスがあり、将来更なるクラスが創設される場合もある。特定のファンドの負債は、当該ファンドの資産から支払われるものであり、他のファンドに付随するもので他のファンドの負債となるものでもないが、この理は、特定のファンドの特定の受益証券クラスの負債と当該ファンドの他の受益証券クラスの負債との関係においては当てはまらない(すなわち、前段に記載された「周囲との隔絶」は、同一ファンド内の別々の受益証券クラスにおいては当てはまらない。)。したがって、資産または負債が帰属するクラスまたはポートフォリオにかかわらず、ファンドの全資産は、当該ファンドのそれぞれの負債を支払うために利用することができる。実際には、クラス間またはポートフォリオ間の負債が生じるのは、いずれかのクラスまたはポートフォリオが破産した場合または資産を費消して負債を支払うことができなくなった場合に限られる。この場合、他のクラスに帰属するファンドの全資産は、破産したクラスまたはポートフォリオの負債の支払に充てることができる。

(18) 海外(ガーンジーを含む。)拠点に住所地を置く会社の利用

ファンドは、ガーンジーで登記された全額出資子会社を通じて投資を行う。なお、管理会社または受託会社は、利用可能な二重課税防止条約を勘案してその他の地域を適当とみなすことができる。各ファンドに代わって行われた全ての投資は、当該子会社により保有される。

子会社が受託会社の承認するプライム・ブローカーとの間でプライム・ブローカー契約を締結した場合、受託会社が当該子会社の取締役から不正行為または金銭の不正流用の通知を受けない限り、受託会社は、当該子会社の資産の保管受託銀行とはならず、また、当該子会社の経営または業務運営に干渉する義務を負わず、また、そのように要求されることもないものとする。受託会社は、当該子会社の業務運営を全面的にその取締役に一任することができるものとする。

(中略)

(23) ブレクジットの潜在的な影響

連合王国(以下「英国」という。)は、2020年1月31日午後11時に欧州連合(以下「EU」という。)を離脱し、移行期間は2020年12月31日午後11時に終了した。したがって、欧州連合条約および欧州連合の機能に関する条約は英国に適用されなくなった。

2020年12月24日、移行期間終了後の将来のEUと英国間関係を規定するEUと英国間の貿易協力協定(以下「貿易協力協定」という。)に関する原則的合意が成立した。貿易協力協定は、2020年12月30日に署名された。貿易協力協定は、2021年1月1日から同協定を正式に批准する欧州議会の同意がなされるまで暫定的に適用される。欧州議会の批准期限は2021年4月30日まで延長されたが、欧州議会は貿易協力協定をまだ批准しておらず、将来のEUと英国間関係について政治的および法的な不確実性が高まっている。

貿易協力協定は、金融サービスについては限定的な規定を含むに止まり、英国からEUへのおよびEUから英国への規制された金融サービスの国境を越えた提供を規律するための詳細な枠組みを構築していない。そのため、現在のところ、英国とEU間の関係の金融サービスに関する側面がどのように扱われるかは不透明である。

英国のEUからの離脱、貿易協力協定の実施および貿易協力協定で扱われていない英国とEU間の関係に関する分野(特にEUの金融市場へのアクセスを含む。)が今後どのように扱われるかが、ファンドおよびその投資対象に与える正確な影響を判断することは難しい。英国のEUからの離脱は、英国の経済および将来の成長

に重大な影響を及ぼす可能性があり、ファンドの投資対象も悪影響を受ける可能性がある。この不透明さが継続することにより、更なる国際通貨および資産価格のボラティリティが発生する可能性がある。これは、経済全般の見通しに悪影響を及ぼす可能性があり、このため、ファンドおよびその投資対象が自らの戦略を効果的に遂行する能力にマイナスの影響を及ぼすことがあり、ファンドの費用を増大させることもある。また、不確実性が継続することにより、英国、EUまたはその他の地域内において所在し、上場され、または取引される投資対象の流動性が低くなる可能性があり、また、ファンド、管理会社、またはファンドの資産および/もしくはサービス・プロバイダーが服するまたは今後服することとなる法制度および規制体系の変更をもたらす可能性がある。

これらの事由はいずれも、ファンドおよびその投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。したがって、かかる事項がファンドに様々な形で悪影響を与えることはないとは保証することはできない。

(24) 金利指標改革の潜在的な影響

ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)は、米ドル、ユーロ、スイス・フラン、英ポンドおよび日本円で提示される予測または「期間」金利である。LIBORは、融資、債券およびデリバティブ等の広範な金融商品に基づき支払可能な金額またはその価値を決定するために広く利用されている。

金融危機を受けて、国際的な規制当局は、LIBORを2021年12月31日付で終了し、業界全体で代替金利指標(以下「代替指標」という。)を策定すべきであると決定した。

代替指標への移行は、セレクション・ファンドの運営および管理のみならず、投資先ファンドが取引を行う投資市場にも影響を与えることとなる。

特に、代替指標の採用は、HSBC GHファンドの成功報酬の計算に用いられる指標を構成する現行のハードルレートに影響を与える。また、管理会社は、ファンドが今後行う借入れにおいては、新たな代替金利指標を参照した値付けがなされるものと予期している。

LIBORの長期的な後継としてどのような代替指標が採用されるかについては、現時点では業界内に明確なコンセンサスはないと管理会社は考えている。そのため、管理会社は、代替指標への移行期間中に生じる可能性のある不確実性および潜在的な不利益を軽減するために以下の措置を講じる。

成功報酬の計算については、管理会社は、2021年末までに、代替指標が利用可能となり次第採用することを目指している。代替指標の選定に当たっては、管理会社は自らの見解および独自の裁量により、LIBORと同一または類似の経済効果を有する指標であって、かつ、業界全体で広く受容されると見込まれる指標の採用を目指している。

2021年12月31日までの期間において、管理会社は、現行のLIBOR指標および今後採用する新たな代替指標の両方を用いて、並行的に成功報酬の計算を行う。これらの並行的な計算を受け、投資家は自分の利益に最も有利な計算の恩恵を受けることになる。

なお、管理会社が採用する代替指標が、現行のLIBORベースの指標の特性やパフォーマンスを正確に再現するとの保証はないことに留意することが重要である。代替指標の採用は、2021年12月31日以降、代替指標が異なる計算方法を使用する可能性が高いことから、ファンドまたは投資家に追加的なコストや費用を負担させるリスクがある。

また、代替金利指標の採用によって、投資市場に不確実性、ボラティリティまたは混乱がもたらされることがあり、それによって投資先ファンドが効果的にその投資戦略を実行する能力が阻害される可能性がある。その結果、投資先ファンドに由来するリターンが減少し、または損失につながる可能性がある。

(中略)

(26) 欧州経済地域(「EEA」)内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家に対する通知

セレクション・ファンドは、非EEAのオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)により管理されている非EEAオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)である。したがって、投資家へ

の開示、規制当局に対する報告および年次報告に関するAIFMDの規定の一部のみが適用される。そのため、かかる投資家は、セレクション・ファンドがEEAのAIFMにより管理されているEEAのAIFであった場合、AIFMDが想定する全規定の恩恵を受けることはない。

EEA内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家は、AIFMDに基づき開示が要求される重要情報を含むAIFMD投資家開示書面を参照すべきである。

(27) サステナビリティ・リスク

セレクション・ファンドの資産は、オルタナティブ投資およびヘッジ・ファンドを中心とした複数の投資先ファンドに配分されている。管理会社の見解では、本書の日付現在、かかる投資ポートフォリオにおける環境、社会およびコーポレート・ガバナンス（以下「ESG」という。）に関するリスクの管理のために、直ちに利用可能な包括的なサステナビリティ・リスクの統合方法はない。HSBCは責任ある投資および投資家の利益の保護に尽力しており、その結果、サステナビリティ・リスクがセレクション・ファンドのリターンに与える潜在的な影響を可能な限り軽減することを意図して、セレクション・ファンドが将来採用する予定の独自のESGリスクの枠組みを開発している。

(28) 公衆衛生 - COVID-19

セレクション・ファンドは、最近の新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という。）の大流行のような感染症の広範囲に及び大流行の影響により悪影響を受ける可能性がある。公衆衛生上の危機は、急速かつ予測不可能に進行する可能性があるため、政府、運営会社またはその他の者（セレクション・ファンドを含む。）が、セレクション・ファンドおよび/またはその投資対象への悪影響を軽減または縮小するために、時宜を得たまたは効果的な措置を講じることができない場合がある。かかる影響の程度は、COVID-19の深刻度および封じ込めのための取組みについて明らかになるかもしれない新たな情報を含め、極めて不確実で現時点では予測できない将来の進展に依存する。

感染症の大流行およびその他の公衆衛生の悪化、ならびにその結果生じる旅行の中断もしくは制限、社会距離拡大政策および/または英国政府もしくは外国政府が課すもしくは推奨する隔離（以下、総称して「隔離措置」という。）により、セレクション・ファンドが保有する資産の一部または全部が使用できなくなる可能性があり、その結果、それに応じた収益の減少を招く可能性がある。一方、感染症の深刻な大流行およびそれに伴う隔離措置の実施により、一定の種類の資産（例えば技術資産）に対する需要が急増し、関連する事業会社はその供給を維持することができなくなる可能性がある。このような使用の急増により、最終的には、かかる技術資産およびそれらが提供するサービスが一時的に崩壊する可能性がある。かかる崩壊は、いかなる時においても、収益の喪失および/または長期にわたる否定的な評判を招く可能性があり、これが当該技術資産に長期的かつ重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、人間集団における感染症の深刻な大流行および隔離措置の実施は、大規模な健康危機をもたらす可能性があり、これが世界、国家および/または地域の経済および金融市場に深刻な混乱をもたらし、景気後退を引き起こす可能性がある。その結果、世界、国家および/または地域に流動性危機が発生し、投資対象を取得するための資金調達ができなくなる可能性がある。有利な条件で資金を確保できない場合、セレクション・ファンドは悪影響を受ける可能性がある。

隔離措置は、セレクション・ファンドの資産の継続的な管理および運営に悪影響を及ぼし、また、当該資産が第三者に対する契約上の義務を履行する能力を妨げる可能性がある。資産が契約上の義務を履行できない場合、契約相手方が損害賠償請求を行う結果となる可能性がある。

（中略）

スイスにおいて登録されたファンドに適用される追加リスク要因

（中略）

(k) 子会社の利用（特別目的ビークル）

ファンドの資産は、ファンドが株式の100%を保有する別個の法主体である「子会社」において保有されることがあり、その運用はポートフォリオ・ファンド・マネジャーによって確保される。子会社は現在ガーンジーで設立されている。かかる法域で適用される法律は、子会社の第三者に対する約定に関して子会社とその株主との間の完全な法的分離の原則を認めている。しかしながら、例外的な場合、子会社の結んだ約定につきファンドが責任を負うこととなるリスクがある。管理会社は、ポートフォリオ・ファンド・マネジャーとの間で合意される契約に特定の契約条項を含めることによって、この残存リスクを制限するためのあらゆる努力を払う。

（後略）

4 手数料等及び税金

（3）管理報酬等

<訂正前>

（ ）管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、各ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各取引日に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終取引日以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。各ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙記載のとおりである。最大管理報酬料率を上限とする管理報酬料率の増加は、効力発生日の30日前までに受益者に通知されなければならない。最大管理報酬料率の引上げは、受益者の承認を必要とし、十分な通知が行われるまで発効しない。

（中略）

報酬の開示

一定の過去および現在の販売会社は、管理会社から受領する販売報酬を、その他の仲介者および/またはファンドの直接的または間接的な受益者である顧客と分け合うことができる。過去の付随的な取決めに基づき、約10名の受益者に、それらが投資しているファンドに関して支払う管理報酬の100%までの割戻しを受ける権利が付与されている。これは、管理会社によって、自身の報酬から支払われる。

他のHSBCグループ企業との保管取決めを通じて2億米ドルを越えてHSBC GHファンドに投資した単一の投資家は、保管者が資産の保管のため、投資家に通常請求するであろう金額と同額を、管理会社が、その報酬から支払うとの管理会社と投資家の保管者間の取決めにより、かかる投資に関して間接的に優先的な取扱いを受けている。

(b) 投資顧問報酬

管理会社は、投資顧問会社に管理報酬から投資顧問報酬を支払う。ただし、管理報酬に投資顧問報酬が含まれていないクラスS受益証券についてはこの限りでない。

（ ）呼値スプレッド

受益証券一口に当たりの発行価格の計算において、管理会社は、受益証券一口当たり純資産価格に呼値スプレッド(もしあれば)を加算することができ、かかるスプレッドは、管理会社が決定し、当該ファンドの別紙「ファンド概要」に明示される受益証券一口当たり純資産価格に対する料率とする(以下「呼値スプレッド」という。)。呼値スプレッド(もしあれば)を加算した一口当たり純資産価格が発行価格(以下「発行価格」という。)となる。

() 成功報酬

ファンド証券により容認される場合、管理会社は、現行実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格と比較した当該評価時点の受益証券一口当たり純資産価格の上昇率(以下「増加額」という。)が関連するインデックスの計算リターン(以下「インデックス・リターン」という。)を超え、かつ実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格がそれ以前の実績期間末現在の受益証券一口当たり純資産価格をも下回らない場合、各評価時点に成功報酬(以下「成功報酬」という。)を計上することができる。インデックス・リターンは、該当する場合適切な複合要素を含む当該実績期間中のインデックスへの投資の増加率として計算される。なお、かかるインデックスは、3月、6月、9月および12月の最終評価時点現在の実勢市場金利に沿って更新される。

(中略)

成功報酬は、ファンド資産の運用業務の対価として、管理会社に支払われる。

令和2年4月30日に終了した会計年度にHSBC GH ファンドに関して支払われた成功報酬は、1,074千米ドルである。

() 受託報酬

受託会社は、各ファンドの資産から支払われる受託報酬を受領することができる。受託会社の報酬は、管理報酬と同じ基準で計算され、計上される。

各ファンドに対する受託会社の報酬の現行料率は、別紙「ファンド概要」に記載されるとおりである。

受託報酬は、信託証券に基づく受託業務の対価として受託会社に支払われる。

令和2年4月30日に終了した会計年度にHSBC GH ファンドに関して支払われた受託報酬は、1,593千米ドルである。

() 保管報酬

包括保管契約に基づき受託会社が包括保管受託銀行に支払う報酬および副保管契約に基づき包括保管受託銀行が副保管受託銀行に支払う報酬は、受託報酬から支払われる。さらなる保管委託契約に基づき副保管受託銀行が支払う報酬は、包括保管受託銀行が副保管受託銀行に支払う報酬から支払われる。

<訂正後>

() 管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、各ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各取引日に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終取引日以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。各ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙記載のとおりである。最大管理報酬料率を上限とする管理報酬料率の増加は、効力発生日の30日前までに受益者に通知されなければならない。最大管理報酬料率の引上げは、受益者の承認を必要とし、かかる承認が行われてから90日以上が経過するまで発効しない。

(中略)

報酬の開示

一定の過去および現在の販売会社は、管理会社から受領する販売報酬を、その他の仲介者および/またはファンドの直接的または間接的な受益者である顧客と分け合うことができる。

過去の付随的な取決めにに基づき、約10名の受益者に、それらが投資しているファンドに関して支払う管理報酬の100%までの割戻しを受ける権利が付与されている。これは、管理会社によって、自身の報酬から支払われる。

他のHSBCグループ企業との保管取決めを通じて2億米ドルを越えてHSBC GHファンドに投資した単一の投資家は、保管者が資産の保管のため、投資家に通常請求するであろう金額と同額を、

管理会社が、その報酬から支払うとの管理会社と投資家の保管者間の取決めにより、かかる投資に関して間接的に優先的な取扱いを受けている。

(b) 管理事務代行報酬

管理会社は、管理報酬から管理事務代行報酬を支払う。

(c) 投資顧問報酬

管理会社は、投資顧問会社に管理報酬から投資顧問報酬を支払う。ただし、管理報酬に投資顧問報酬が含まれていないクラスS受益証券についてはこの限りでない。

(d) 受託報酬および保管報酬

管理会社は、管理報酬から受託報酬および各保管報酬を支払う。

() 成功報酬

ファンド証書により容認される場合、管理会社は、現行実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格と比較した当該評価時点の受益証券一口当たり純資産価格の上昇率(以下「増加額」という。)が関連するインデックスの計算リターン(以下「インデックス・リターン」という。)を超え、かつ実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格がそれ以前の実績期間末現在の受益証券一口当たり純資産価格をも下回らない場合、各評価時点に成功報酬(以下「成功報酬」という。)を計上することができる。インデックス・リターンは、該当する場合適切な複合要素を含む当該実績期間中のインデックスへの投資の増加率として計算される。なお、かかるインデックスは、3月、6月、9月および12月の最終評価時点現在の実勢市場金利に沿って更新される。

(中略)

成功報酬は、ファンド資産の運用業務の対価として、管理会社に支払われる。

令和2年4月30日に終了した会計年度にHSBC GH ファンドに関して支払われた成功報酬は、1,074千米ドルである。

(4) その他の手数料等

< 訂正前 >

() 営業費用

法的費用、監査報酬(監査人に支払う監査に係る報酬等)、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金(法人税、源泉徴収税等)、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資子会社を維持するコスト(適用ある場合)、管理会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、各ファンドの信託財産から原価で支払われるものの、リスク集約費用および為替ヘッジ・サービス強化費用は投資顧問会社の経費となり、信託財産から原価で支払われることに、特に留意すべきである。特定ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

(後略)

< 訂正後 >

() 営業費用

法的費用、監査報酬(監査人に支払う監査に係る報酬等)、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金(法人税、源泉徴収税等)、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資子会社を維持するコスト(適用ある場合)、管理会社、管理事務代行会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、各ファンドの信託財産から原価で支払われるものの、リスク集約費用および為替ヘッジ・サービス強化費用は投資顧問会社の経費となり、信託財産から原価で支払われることに、特に留意すべきである。特定ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

(B) 全般

投資家は、申告書またはあらゆる税務(すべての所得税、キャピタル・ゲイン税、富裕税および固定資産税を含むが、これらに限定されない。)に関するその他の必要書類の提出およびその支払について有することがある義務を遂行する責任を負う。投資もしくは資産の保有または処分、さらに実現した収益、分配または損失は、投資家の適用ある本籍地、居住地、市民権または保有する資産の種別を含むがこれらに限定されない多数の要因に起因して税務上の影響を受けることがある。特定の国々では、本籍地、居住地または市民権の取得地に関わりなく、域外効力を有する税制を有していることがある。管理会社は、いかなる法律上または税務上の助言も行わず、投資家は、独立した法律または税務アドバイザーから法律上または財務上の助言を求めるべきである。セレクション・ファンドの購入申込みを行うことにより、投資家は、管理会社、受託会社、投資顧問会社または販売会社のいずれも、税務上の義務ならびに / または第三者により提供される法律上および / もしくは税務上の助言に対する責任を負わないことを認識し、同意するものとする。

課税を回避しうるか、回避が望ましい場合、セレクション・ファンドまたはいずれかのファンドが、収益の受領またはキャピタル・ゲインもしくは取引益に関し、いずれかの国で租税義務を意図的に負うことになることは予想されていない。さらに、管理会社は、総合的な収益(課税控除を計算に入れた後)が依然として魅力ある投資となる場合を除き、いずれかのファンドがある投資対象に対する利益の支払について源泉徴収税の課税対象となる場合、当該投資対象を取得することを予定していない。ファンドが税金を負担する場合、管理会社は、かかる税金を、潜在する税金の影響を勘案して当該投資決定がなされた上での税金であるとみなすことができる。

投資を行おうとする者には、自国でまたはファンド受益証券の取得、保有もしくは処分との関連する現在もしくは過去の関係国で(当該国での保管会社またはノミニーの利用を含む。)自己に適用される税金の影響に関し助言を求めることが強く勧められる。

管理会社または受託会社は、概ね、その目的のために設立された投資対象保有会社を通してファンドの資産を保有する。かかる会社は、英領ヴァージン諸島または利用可能な当該二重課税条約を勘案して管理会社または受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

投資を行おうとする者には、ファンドの受益証券の購入、保有または処分に関連して、自国で自己に適用される税金の影響に関し助言を得ることが強く勧められる。

(C) ガーンジー

(中略)

ファンド

ガーンジーの所得税に関わる責任者は、その意見によれば、セレクション・ファンドが1989年所得税(免税機関)令(改訂済)に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。セレクション・ファンドは現在ガーンジーの所得税を免除されており、継続的に免除を得るために毎年申請を予定しており、またかかる免除を維持するためには、各ファンドは、セレクション・ファンドによって支払われる年間報酬コスト(現在年間当たり1,200スターリング・ポンド)を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をセレクション・ファンドが維持するようにセレクション・ファンドと各ファンドの業務を遂行する予定である。

ガーンジーは、資産の相続、証券のキャピタル・ゲイン、贈与、売却または出来高に対し課税せず、また財産税は存在しない。受益証券の発行、譲渡、転換または買戻しに関してはガーンジーでは印紙税は課されない。

受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行っていないことが必要である。受益者が居住者である場合、セレクション・ファンドが所得税の免除を受けている限り、ファンドの受益証券について分配される利益は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、受託会社は、ガーンジーの所得税に関わる責任者に対し、ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を提示しなければならない。

(D) FATCAおよび共通報告基準

(中略)

2014年7月1日以降、米国内財源からの利息、配当およびその他特定の種類の収益を構成するセレクション・ファンドおよびファンドに対する支払には、かかる源泉徴収税が適用される。2019年1月1日以降、かかる源泉徴収税は、米国株式、債券および米国源泉配当または利息支払をもたらすその他特定の資産の売却またはその他の処分により受領した総収益にも適用される。2019年1月1日または最終規則の公表日のいずれか遅い日以降、かかる源泉徴収税は、米国源泉支払に起因するものである限りにおいて、一定の非米国金融機関からの非米国源泉支払の一部にも課されることとなる。

これらのFATCA 源泉徴収税は、(i)ファンドがFATCA の規定およびそれに基づく関連規則、通知および発表に従いFATCA に服する場合、または(ii)ファンドが適切なIGAに服する場合を除き、ファンドに対する支払に課されることがある。

ファンドは、自らの収益がFATCA 源泉徴収税の対象となることがないように確保するため適切な時期にFATCA を遵守することを予定している。ガーンジーは、米国とIGAを締結しており、FATCA に関する現地規則を施行している。セレクション・ファンドおよびファンドは、かかるIGAの要項および現地の施行規則を遵守することを意図している。ガイダンス・ノート原案は、ガーンジー内で公表されている。

他の国々は、情報の報告に関する税制を採用したかまたは採用する過程にある。ガーンジーは、50以上の国・地域とともに、2016年1月1日より共通報告基準を採用しており、他の採用国・地域と税務情報を自動的に交換する。その後、さらに多くの国・地域も共通報告基準を採用した。将来、これ以外の国・地域も共通報告基準を採用する見込みである。セレクション・ファンドおよびファンドも、共通報告基準および現地の施行規則を遵守することを意図している。結果として、セレクション・ファンドおよびファンドは、かかる法律に基づく投資家(および場合によっては、投資家の実質的な所有者および/または支配者)の税務状況および各投資家に関する情報をガーンジー税務当局に対する開示のため入手することが必要となる。

FATCA / 共通報告基準の定める義務を遵守するため、セレクション・ファンドおよびファンドは、自らの課税上の地位を確定するための特定の情報を投資家から入手する必要がある。投資家が特定の米国人(FATCA の目的上)、報告対象者(共通報告基準の目的上)、米国の居住者/市民または共通報告基準を採用した国・地域の居住者である一もしくは複数の自然人により最終的に所有もしくは支配される企業、非参加FFI(「NPFPI」)である場合または必要書類を提供しない場合、セレクション・ファンドおよびファンドは、法的に許容される範囲内でこれらの投資家に関する情報をガーンジー税務当局に報告する必要があることがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(B) 全般

投資家は、申告書またはあらゆる税務(すべての所得税、キャピタル・ゲイン税、富裕税および固定資産税を含むが、これらに限定されない。)に関するその他の必要書類の提出およびその支払について有することがある義務を遂行する責任を負う。投資もしくは資産の保有または処分、さらに実現した収益、分配または損失は、投資家の適用ある本籍地、居住地、市民権または保有する資産の種別を含むがこれらに限定されない多数の要因に起因して税務上の影響を受けることがある。特定の国々では、本籍地、居住地または市民権の取得地に関わりなく、域外効力を有する税制を有していることがある。管理会社は、いかなる法律上または税務上の助言も行わず、投資家

は、独立した法律または税務アドバイザーから法律上または財務上の助言を求めるべきである。セレクション・ファンドの購入申込みを行うことにより、投資家は、管理会社、受託会社、投資顧問会社または販売会社のいずれも、税務上の義務ならびに / または第三者により提供される法律上および / もしくは税務上の助言に対する責任を負わないことを認識し、同意するものとする。免税資格がない場合、ファンドはガーンジーの税法上の居住者となり、ガーンジーの法人税の標準税率である0%の課税対象となり、これにより、年に一度の納税申告義務を負うことになる。

課税を軽減しうるか、軽減が望ましい場合、セレクション・ファンドまたはいずれかのファンドが、収益の受領またはキャピタル・ゲインもしくは取引益に関し、いずれかの国で租税義務を意図的に負うことになることは予想されていない。さらに、管理会社は、総合的な収益(課税控除を計算に入れた後)が依然として魅力ある投資となる場合を除き、いずれかのファンドがある投資対象に対する利益の支払について源泉徴収税の課税対象となる場合、当該投資対象を取得することを予定していない。

ファンドが税金を負担する場合、管理会社は、かかる税金を、潜在する税金の影響を勘案して当該投資決定がなされた上での税金であるとみなすことができる。

投資を行おうとする者には、自国でまたはファンド受益証券の取得、保有もしくは処分との関連する現在もしくは過去の関係国で(当該国での保管会社またはノミニーの利用を含む。)自己に適用される税金の影響に関し助言を求めることが強く勧められる。

ファンドは、その目的のためにガーンジーにおいて登記された投資対象保有会社(特別目的ビークル)を通して投資を行う。

投資を行おうとする者には、ファンドの受益証券の購入、保有または処分に関連して、自国で自己に適用される税金の影響に関し助言を得ることが強く勧められる。

(C) ガーンジー

(中略)

ファンド

ガーンジー歳入庁長官は、その意見によれば、セレクション・ファンドが1989年所得税(免税機関)令(改訂済)に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。セレクション・ファンドは現在ガーンジーの所得税を免除されており、継続的に免除を得るために毎年申請を予定しており、またかかる免除を維持するためには、各ファンドは、セレクション・ファンドによって支払われる年間報酬コスト(現在年間当たり1,200スターリング・ポンド)を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をセレクション・ファンドが維持するようにセレクション・ファンドと各ファンドの業務を遂行する予定である。ガーンジーは、資産の相続、証券のキャピタル・ゲイン、贈与、売却または出来高に対し課税せず、また財産税は存在しない。受益証券の発行、譲渡、転換または買戻しに関してはガーンジーでは印紙税は課されない。

経済的実体

2019年1月1日から、ガーンジーは新たな実体要件を導入している。これは、EUの事業者課税に関する行動規範グループによる第三国における取組みへの対応である。

2018年の所得税(実体要件)(ガーンジー)(改訂済)規則の導入後、実体要件がセレクション・ファンドのようなファンドに適用されることとなる。

さらに、ファンドが引き続き免税資格を主張する場合には、ファンドはガーンジーにおける税法上の居住者として扱われない。したがって、仮にファンドの実体に関する取扱いについて規制変

更がなされたとしても、ファンドが税法上の居住者ではないことを根拠として、実体要件は適用されるべきではない。

受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行っていないことが必要である。受益者が居住者である場合、セレクション・ファンドが所得税の免除を受けている限り、ファンドの受益証券について分配される利益は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、受託会社は、ガーンジー歳入庁長官に対し、ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を提示しなければならない。

強制的開示制度

ガーンジーは、共通報告基準の回避措置および不透明なオフショア・ストラクチャーについて強制的に開示させる制度(以下「強制的開示制度」という。)の導入に取り組んでいる。強制的開示制度は、回避措置の推進者およびサービス・プロバイダーに対し、当該措置またはストラクチャーに関する情報を歳入庁長官に開示することを要求する。当該情報には、ユーザーまたは実質的所有者の身元が含まれ、関連する情報交換協定が存在する場合には、ユーザーおよび/または実質的所有者が居住する法域の税務当局と交換される。

(D) FATCAおよび共通報告基準

(中略)

2014年7月1日以降、米国内財源からの利息、配当およびその他特定の種類の収益を構成するセレクション・ファンドおよびファンドに対する支払には、かかる源泉徴収税が適用される。「外国パススルー支払」を定義する最終規則の公表日から2年目以降、かかる源泉徴収税は、米国源泉支払に起因するものである限りにおいて、一定の非米国金融機関からの非米国源泉支払の一部にも課されることとなる。

これらのFATCA 源泉徴収税は、(i)ファンドがFATCA の規定およびそれに基づく関連規則、通知および発表に従いFATCA に服する場合、または(ii)ファンドが適切なIGAに服する場合を除き、ファンドに対する支払に課されることがある。

ガーンジーは、米国とIGAを締結している。ファンドは、FATCA との関係ではガーンジーの居住者であるため、FATCA を遵守することは要求されず、むしろIGAの規定をガーンジー法に組み入れた規制を遵守することを要求される。ガーンジー法上、ファンドが適切な税務情報申告を行う限り、投資家への支払額から源泉税が控除されることはない。

他の国々は、情報の報告に関する税制を採用したかまたは採用する過程にある。ガーンジーは、約100の国・地域とともに、経済協力開発機構の「共通報告基準」を実施しており、他の採用国・地域と税務情報を自動的に交換する。将来、これ以外の国・地域も共通報告基準を採用する見込みである。セレクション・ファンドおよびファンドも、共通報告基準および現地の施行規則を遵守することを意図している。結果として、セレクション・ファンドおよびファンドは、かかる法律に基づく投資家(および場合によっては、投資家の実質的な所有者および/または支配者)の税務状況および各投資家に関する情報をガーンジー歳入庁に対する開示のため入手することが必要となる。

FATCA / 共通報告基準の定める義務を遵守するため、セレクション・ファンドおよびファンドは、自らの課税および居住に関する地位を確定するための特定の情報を投資家から入手する必要がある。投資家が特定の米国人(FATCAの目的上)、報告対象者(共通報告基準の目的上)、米国の居住者/市民または共通報告基準を採用した国・地域の居住者である一もしくは複数の自然人により最終的に所有もしくは支配される企業、非参加FFI(「NPFFI」)である場合または必要書類を提供しない場合、セレクション・ファンドおよびファンドは、法的に許容される範囲内でこれらの投資家に関する情報をガーンジー歳入庁に報告する必要があることがある。

(後略)

[次へ](#)

第 2 管理及び運営

1 申込 (販売) 手続等

(1) 海外における販売手続等

< 訂正前 >

(前略)

受益証券の申込み

ファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、管理会社が認める体裁で完成された申込書を受領することを要する。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社がその絶対的裁量により低価額の受諾に同意する場合を除き、別紙「ファンド概要」に記載されるファンドの最低保有額を下回らない価額でなければならない。また、払込未了受益証券クラスの申込みについては、名義書換事務代行会社が当該申込みを受諾するには、関連する取引日に当該受益証券クラスにつき総計2,500,000米ドル以上の申込みを受領する必要があるものと見込まれる。ただし、管理会社がその絶対的裁量によりこれと異なる判断を下し、その旨を名義書換事務代行会社に通知した場合はこの限りでない。

関連するクラス受益証券の通貨建ての決済用キャッシュは、当該取引日の4営業日前の午後11時59分（ガーンジー時間）までに、名義書換事務代行会社が受領していなければならない。上記の時刻までに決済用キャッシュが受領されなかった場合、申込みはキャンセルされ、申込可能な翌取引日に処理されることがある。

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第二位まで発行される。買付金から当初手数料（もしあれば）の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

受益証券の申込み

ファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、管理会社が認める体裁で完成された申込書を受領することを要する。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社がその絶対的裁量により低価額の受諾に同意する場合を除き、別紙「ファンド概要」に記載されるファンドの最低保有額を下回らない価額でなければならない。また、払込未了受益証券クラスの申込みについては、名義書換事務代行会社が当該申込みを受諾するには、関連する取引日に当該受益証券クラスにつき総計2,500,000米ドル以上の申込みを受領する必要があるものと見込まれる。ただし、管理会社がその絶対的裁量によりこれと異なる判断を下し、その旨を名義書換事務代行会社に通知した場合はこの限りでない。

管理会社がファンドの受益証券の申込みを受領し、かつ適切な投資機会の不足によりファンドが当該申込みを活用することができないと判断した場合、管理会社は、管理会社が判断する割合で当該申込みの一部または全部を縮小することができる。

関連するクラス受益証券の通貨建ての決済用キャッシュは、当該取引日の4営業日前の午後11時59分（ガーンジー時間）までに、名義書換事務代行会社が受領していなければならない。上記の時刻までに決済用キャッシュが受領されなかった場合、申込みはキャンセルされ、申込可能な翌取引日に処理されることがある。

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第二位まで発行される。買付金から当初手数料（もしあれば）の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の一口当たり純資産価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

（後略）

3 転換手続等

(1) 海外における転換手続等

<訂正前>

（前略）

保有受益証券から新受益証券への転換については、当該ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、転換される保有受益証券口数を関係取引日に適用される新受益証券の受益証券一口当たり純資産価格に乗じて計算され、また得られた金額が新受益証券の基準通貨以外の通貨である場合、名義書換事務代行会社は、新受益証券の申込みについて前述したものと同様な条件で当該通貨を必要とされる通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、名義書換事務代行会社は、次に、得られた金額を、新受益証券の発行価格で除す。ただし、保有受益証券と新受益証券の取引日が異なる場合、新受益証券の発行価格は、新受益証券の直後の取引日現在で計算される価格とする。

<訂正後>

（前略）

保有受益証券から新受益証券への転換については、当該ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、転換される保有受益証券口数を関係取引日に適用される新受益証券の受益証券一口当たり純資産価格に乗じて計算され、また得られた金額が新受益証券の基準通貨以外の通貨である場合、名義書換事務代行会社は、新受益証券の申込みについて前述したものと同様な条件で当該通貨を必要とされる通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、名義書換事務代行会社は、次に、得られた金額を、新受益証券の一口当たり純資産価格で除す。ただし、保有受益証券と新受益証券の取引日が異なる場合、新受益証券の一口当たり純資産価格は、新受益証券の直後の取引日現在で計算される価格とする。

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

純資産価格の決定

ファンドの純資産総額

<訂正前>

(前略)

ファンドの純資産総額は、取引日毎に計算され、評価時点におけるファンドの資産総額からファンドの負債総額を差し引いて決定される。ファンドの資産総額は、現金、経過利息、評価時点現在ファンドが受領できる分配金およびファンドが保有するすべての投資対象の(以下の通り評価される)価値の合計額である。ファンドの負債総額にはすべての発生負債(管理報酬、受託報酬、レバレッジ手数料、借入れおよび借入費用を含む。)が含まれる。

(中略)

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先ファンドの運用者またはアドバイザーが提供するファンドが保有する投資先ファンドの持分の純資産価格の推定値(「推定価格」)を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、当該受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払または調整は行われぬ。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく受益証券の価格設定上十分な正確性を維持しつつ受益証券の毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にもかかわらず、一口当たり純資産価格を推定価格ではなく実際の純資産価格に基づくものとさせるために、評価時点から受益証券一口当たり純資産価格が決定するまでには最大17日の遅れが生じることとなる点に投資家は注意すべきである。これは、ファンドの受益証券を買い付ける投資家にとり、投資家に割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また受益証券を買い戻す投資家にとっては、かかる買戻しによる買戻代金の計算の遅延を意味することになる。投資家に対する買戻代金の支払にあたり借入れを利用する必要がある場合、かかる買戻代金を調達するための関連する借入費用は、かかる投資家に対する買戻代金から控除するのではなく、ファンドの純資産総額の将来の計算に含まれる(また、かかる借入費用は、受益証券一口当たり純資産価格の計算に、また、受益証券を買い戻す投資家に対するその時の受益証券一口当たり純資産価格に基づくその後の支払代金の控除として、比例的に含まれる。これにより、投資家は、借入費用および買戻代金の調達費用について同じ扱いを受ける。)。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

< 訂正後 >

(前略)

ファンドの純資産総額は、取引日毎に計算され、評価時点におけるファンドの資産総額からファンドの負債総額を差し引いて決定される。ファンドの資産総額は、現金、経過利息、評価時点現在ファンドが受領できる分配金およびファンドが保有するすべての投資対象の(以下の通り評価される)価値の合計額である。ファンドの負債総額にはすべての発生負債(管理報酬、レバレッジ手数料、借入れおよび借入費用を含む。)が含まれる。

(中略)

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先ファンドの運用者またはアドバイザーが提供するファンドが保有する投資先ファンドの持分の純資産価格の推定値(「推定価格」)を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使用することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、当該受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払または調整は行われぬ。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく受益証券の価格設定上十分な正確性を維持しつつ受益証券の毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にもかかわらず、一口当たり純資産価格を推定価格ではなく実際の純資産価格に基づくものとさせるために、評価時点から受益証券一口当たり純資産価格が決定するまでには最大17暦日の遅れが生じることとなる点に投資家は注意すべきである。これは、ファンドの受益証券を買い付ける投資家にとり、投資家に割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また受益証券を買い戻す投資家にとっては、かかる買戻しによる買戻代金の計算の遅延を意味することになる。投資家に対する買戻代金の支払にあたり借入れを利用する必要がある場合、かかる買戻代金を調達するための関連する借入費用は、かかる投資家に対する買戻代金から控除するのではなく、ファンドの純資産総額の将来の計算に含まれる(また、かかる借入費用は、受益証券一口当たり純資産価格の計算に、また、受益証券を買い戻す投資家に対するその時の受益証券一口当たり純資産価格に基づくその後の支払代金の控除として、比例的に含まれる。これにより、投資家は、借入費用および買戻代金の調達費用について同じ扱いを受ける。)。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

(5) その他

(八) 関係法人との契約の更改等に関する手続

< 訂正前 >

投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者が書面にて合意した場合に限り修正することができる。同契約は、一方当事者が他方当事者に対し、1か月前に書面による通知をすることにより終了させることができる。また、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに書面により通知することにより、投資顧問会社または管理会社により終了させることができる。

(中略)

包括保管契約

包括保管契約は、包括保管受託銀行と受託会社との間の書面合意により変更することができる。同契約の各当事者は、同契約に指定された事由が発生した場合、他方当事者に対して遅滞なく書面で通知することにより、直ちに同契約を終了させることができる。同契約の各当事者は、他方当事者に対して契約満了(満了時期を問わない。)の旨を90日前(または両当事者が合意するこれより短い期間)までに書面で通知することにより、同契約を終了させることができる。また、契約上の問題について包括保管受託銀行が60日以内にこれを解決しない場合、受託会社は、90日前の通知により同契約を終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈および変更される。

副保管契約

副保管契約は、副保管受託銀行と包括保管受託銀行との間の書面合意により変更することができる。同契約の当初契約期間は3年であり、契約期間または更新された期間の終了の90日前までに更新しない旨の通知が送付される場合を除き、自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事由が発生した場合、他方当事者に対して遅滞なく書面で通知することにより、直ちに同契約を終了させることができる。同契約の各当事者は、他方当事者に対して契約満了(満了時期を問わない。)の旨を90日前(または両当事者が合意するこれより短い期間)までに書面で通知することにより、同契約を終了させることができる。また、契約上の問題について包括保管受託銀行が60日以内にこれを解決しない場合、受託会社は、90日前の通知により同契約を終了させることができる。

同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

(後略)

< 訂正後 >

投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者が書面にて合意した場合に限り修正することができる。同契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了させることができる。また、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに書面により通知することにより、投資顧問会社または管理会社により終了させることができる。

(中略)

保管契約

保管契約は、保管受託銀行とGH特別目的ビークルとの間の書面合意により変更することができる。同契約の各当事者は、同契約に指定された事由が発生した場合、他方当事者に対して遅滞なく

書面で通知することにより、直ちに同契約を終了させることができる。同契約の各当事者は、他方当事者に対して契約満了(満了時期を問わない。)の旨を90日前(または両当事者が合意するこれより短い期間)までに書面で通知することにより、同契約を終了させることができる。また、契約上の問題について保管受託銀行が60日以内にこれを解決しない場合、GH特別目的ビークルは、90日前の通知により同契約を終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈および変更される。

副保管契約

副保管契約は、副保管受託銀行とガーンジー保管受託銀行との間の書面合意により変更することができる。同契約の当初契約期間は3年であり、契約期間または更新された期間の終了の90日前までに更新しない旨の通知が送付される場合を除き、自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事由が発生した場合、他方当事者に対して遅滞なく書面で通知することにより、直ちに同契約を終了させることができる。同契約の各当事者は、他方当事者に対して契約満了(満了時期を問わない。)の旨を90日前(または両当事者が合意するこれより短い期間)までに書面で通知することにより、同契約を終了させることができる。また、契約上の問題について副保管受託銀行が60日以内にこれを解決しない場合、ガーンジー保管受託銀行は、90日前の通知により同契約を終了させることができる。

同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

(後略)

5 受益者の権利等

(3) 本邦における代理人

< 訂正前 >

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- () 管理会社またはセレクション・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- () 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

である。

< 訂正後 >

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- () 管理会社またはセレクション・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- () 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

である。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBCセキュリティーズ・サービスズ(アイルランド)ディーエーシーにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、セレクション・ファンドの保管業務につき、包括保管受託銀行であるHSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店に委託しており、包括保管受託銀行は、副保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドに再委託している。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるHSBC セキュリティーズ・サービスズ(ガーンジー)リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービスズ(アイルランド)ディーエーシーにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。

(後略)

[次へ](#)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド(「受託会社」)

(HSBC Private Bank(C.I.) Limited)

資本金の額

令和2年8月末日現在、800万米ドル(約8億4,288万円)

事業の内容

受託会社は、ガーンジーにおいて昭和60年6月6日、有限責任会社として設立され、チャンネル諸島、GY1 1WA、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウスに登記上の事務所を有し、委員会により規制されている。受託会社は、HSBCグループの一社である。

受託会社の主たる事業は、銀行および関連金融サービスを全世界の個人・法人顧客に対して提供することである。

(2) HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店(「包括保管受託銀行」)

(HSBC Bank plc, Guernsey Branch)

資本金の額

HSBC バンク・ピーエルシーの資本金は、令和2年8月末日現在、797百万スターリング・ポンド(約1,120億8,211万円)である。

事業の内容

包括保管受託銀行は、ファンドの保管業務を提供する。

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッド(「副保管受託銀行」)

(State Street Custodial Services(Ireland) Limited)

資本金の額

令和2年8月末日現在、200,000スターリング・ポンド(約2,813万円)

事業の内容

副保管受託銀行は、ファンドの保管業務を提供する。

(4) ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド(「管理事務代行会社」)

(State Street Fund Services(Ireland) Limited)

資本金の額

令和2年8月末日現在、350,000スターリング・ポンド(約4,922万円)

事業の内容

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務代行業務を提供する。

(5) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(「投資顧問会社」)

(HSBC Alternative Investments Limited)

資本金の額

令和2年8月末日現在、602,000スターリング・ポンド(約8,466万円)

事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融サービス委員会により規制されている英国における有限責任会社として設立され、ロンドン E14 5HQ、カナリー・ワーフ、エイト・カナダ・スクエアを主たる所在地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

(6) HSBCセキュリティーズ・サービスーズ（アイルランド）ディーエーシー（「名義書換事務代行会社」）

(HSBC Securities Services (Ireland) DAC)

資本金の額

令和2年8月末日現在、2.5ユーロ（約314円）および1,000,002米ドル（約1億536万円）

事業の内容

HSBCセキュリティーズ・サービスーズ（アイルランド）ディーエーシーは、平成3年11月29日にアイルランドで設立された非公開有限責任会社であり、最終的にはHSBCホールディングス・ピーエルシーの全額出資子会社である。HSBCホールディングス・ピーエルシーは、英国で設立された公開会社で、令和2年6月30日現在、約2,922,798百万米ドルの総資産を有している。

(7) HSBC証券会社 東京支店（「HSBC証券」）（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

令和2年8月末日現在、197億7,500万円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(8) 香港上海銀行 東京支店（「香港上海銀行」）（「日本における販売会社」）

資本金（持込資本）の額

令和2年8月末日現在、116,102,479,495香港ドル（約1兆5,789億9,372万円）および7,198,000,000米ドル（約7,583億8,128万円）

（注）香港ドルの円貨換算は、便宜上、令和2年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値（1香港ドル=13.60円）による。

事業の内容

日本において銀行業務を行っている。

(9) クレディ・スイス証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

令和2年8月末日現在、781億円

事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

<訂正後>

(1) HSBC カストディ・サービスーズ（ガーンジー）リミテッド（「受託会社」）

(HSBC Custody Services (Guernsey) Limited)

資本金の額

令和2年12月末日現在、4,000,000英ポンド（約5億5,928万円）

（注）英ポンドの円換算額は、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値（1英ポンド=139.82円）による。以下同じ。

事業の内容

HSBC カストディ・サービスーズ（ガーンジー）リミテッドは、ガーンジーにおいて平成4年8月25日、登記番号25799の有限責任会社として設立された。チャンネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウスに登記上の事務所を有している。HSBC カストディ・サービスーズ（ガーンジー）リミテッドは、委員会により規制されている。受託会社は、HSBCグループの一社である。

受託会社の主たる事業は、保管業務および受託業務を提供することである。

(2) HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店（「ガーンジー保管受託銀行」）

(HSBC Bank plc, Guernsey Branch)

資本金の額

HSBC バンク・ピーエルシーの資本金は、令和2年12月末日現在、797百万英ポンド (約1,114億3,654万円)である。

(注) HSBC バンク・ピーエルシーの資本金

事業の内容

ガーンジー保管受託銀行は、ファンドの保管業務を提供する。

(3) HSBC コンチネンタル・ヨーロッパ (「欧州保管受託銀行」)

(HSBC Continental Europe)

資本金の額

令和2年12月末日現在、491百万ユーロ (約623億3,245万円)

(注) ユーロの円換算額は、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 (1ユーロ = 126.95円) による。

事業の内容

欧州保管受託銀行は、ファンドの保管業務を提供する。

(4) HSBC プライベート・バンク (スイス) エスエイ (「副保管受託銀行」)

(HSBC Private Bank (Suisse) SA)

資本金の額

令和2年12月末日現在、708百万スイス・フラン (約829億4,220万円)

(注) スイス・フランの円換算額は、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 (1スイス・フラン = 117.15円) による。

事業の内容

副保管受託銀行は、ファンドの保管業務を提供する。

(5) HSBC セキュリティーズ・サービシズ (ガーンジー) リミテッド (「管理事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Guernsey) Limited)

資本金の額

令和2年12月末日現在、2,600,000英ポンド (約3億6,353万円)

事業の内容

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務代行業務を提供する。

(6) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(「投資顧問会社」)

(HSBC Alternative Investments Limited)

資本金の額

令和2年8月末日現在、602,000スターリング・ポンド(約8,466万円)

事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融サービス委員会により規制されている英国における有限責任会社として設立され、ロンドン E14 5HQ、カナリー・ワーク、エイト・カナダ・スクエアを主たる所在地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

(7) HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシー(「名義書換事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Ireland) DAC)

資本金の額

令和2年8月末日現在、2.5ユーロ(約314円)および1,000,002米ドル(約1億536万円)

事業の内容

HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシーは、平成3年11月29日にアイルランドで設立された非公開有限責任会社であり、最終的にはHSBCホールディングス・ピーエルシーの全額出資子会社である。HSBCホールディングス・ピーエルシーは、英国で設立された公開会社で、令和2年6月30日現在、約2,922,798百万米ドルの総資産を有している。

(8) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

令和2年8月末日現在、197億7,500万円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(9) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

資本金(持込資本)の額

令和2年8月末日現在、116,102,479,495香港ドル(約1兆5,789億9,372万円)および7,198,000,000米ドル(約7,583億8,128万円)

(注) 香港ドルの円貨換算は、便宜上、令和2年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1香港ドル=13.60円)による。

事業の内容

日本において銀行業務を行っている。

(10) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

令和2年8月末日現在、781億円

事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

2 関係業務の概要

<訂正前>

(1) HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド(「受託会社」)

(HSBC Private Bank(C.I.) Limited)

1987年法およびクラスB規則の目的上、受託会社は、ファンドの指定受託会社である。信託証券の要項に基づき、受託会社は、管理会社および委員会の事前の承認を得て、ファンドに関し受託会社との共同受託者として連帯して行為すべき他の法人を当該ファンドの受託会社に指名する権限を有する。

信託証券の要項に基づきまたクラスB規則に従い、受託会社は、平成29年10月1日付で包括保管受託銀行との間で包括保管契約(「包括保管契約」)を締結した。同契約に基づき、受託会社は包括保管受託銀行に保管業務を委託する。包括保管契約の規定に従い、包括保管受託銀行は、平成29年10月1日付で副保管受託銀行との間で副保管契約(「副保管契約」)を締結した。同契約に基づき、包括保管受託銀行は、副保管受託銀行に保管業務を再委託する。受託会社が包括保管契約に基づき包括保管受託銀行に支払うべき報酬、さらに、包括保管受託銀行が副保管契約に基づき副保管受託銀行に支払うべき報酬はすべて受託報酬から支払われる。

(2) HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店(「包括保管受託銀行」)

(HSBC Bank plc, Guernsey Branch)

HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店は、受託会社と包括保管受託銀行との間の包括保管契約に基づき包括保管受託銀行に任命されており、同契約に基づき受託会社は包括保管受託銀行に保管業務を委託する。

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(「副保管受託銀行」)

(State Street Custodial Services(Ireland) Limited)

ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドは、包括保管受託銀行と副保管受託銀行との間の副保管契約に基づき副保管受託銀行に任命されており、同契約に基づき包括保管受託銀行は副保管受託銀行に保管業務を再委託する。

(4) ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(「管理事務代行会社」)

(State Street Fund Services(Ireland) Limited)

ファンドの純資産総額および受益証券の一口当たり純資産価格の計算および公表、ファンドに係る報酬、費用等の計算、帳簿、記録および会計書類の作成等の管理事務を行う。

(5) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(「投資顧問会社」)

(HSBC Alternative Investments Limited)

投資顧問会社は、ファンドの運用に関する専門的サービスの提供のため、またクラスB規則および投資顧問契約中の投資ガイドラインに従った投資運用取引全般を一任ベースで行うため、管理会社により選任された。

(6) HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシー(「名義書換事務代行会社」)

(HSBC Securities Services(Ireland) DAC)

ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行う。

(7) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

日本における代行協会員業務および受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

(8) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

(9) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

<訂正後>

(1) HSBC カストディ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッド(「受託会社」)

(HSBC Custody Services (Guernsey) Limited)

1987年法およびクラスB規則の目的上、受託会社は、ファンドの指定受託会社である。信託証書の要項に基づき、受託会社は、管理会社および委員会の事前の承認を得て、ファンドに関し受託会社との共同受託者として連帯して行為すべき他の法人を当該ファンドの受託会社に指名する権限を有する。

(2) HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店(「ガーンジー保管受託銀行」)

(HSBC Bank plc, Guernsey Branch)

HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店は、GH特別目的ビークルとガーンジー保管受託銀行との間の保管契約に基づき保管受託銀行に任命されており、同契約に基づきGH特別目的ビークルはガーンジー保管受託銀行に保管業務を委託する。

(3) HSBC コンチネンタル・ヨーロッパ(「欧州保管受託銀行」)

(HSBC Continental Europe)

HSBC コンチネンタル・ヨーロッパは、GH特別目的ビークルと欧州保管受託銀行との間の保管契約に基づき保管受託銀行に任命されており、同契約に基づきGH特別目的ビークルは欧州保管受託銀行に保管業務を委託する。

(4) HSBC プライベート・バンク(スイス)エスエイ(「副保管受託銀行」)

(HSBC Private Bank (Suisse) SA)

HSBC プライベート・バンク(スイス)エスエイは、ガーンジー保管受託銀行と副保管受託銀行との間の副保管契約に基づき副保管受託銀行に任命されており、同契約に基づきガーンジー保管受託銀行は副保管受託銀行に保管業務を再委託する。

(5) HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッド(「管理事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Guernsey) Limited)

HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッドは、ファンドの純資産総額および受益証券の一口当たり純資産価格の計算および公表、ファンドに係る報酬、費用等の計算、帳簿、記録および会計書類の作成等の管理事務を行う。

(6) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(「投資顧問会社」)

(HSBC Alternative Investments Limited)

投資顧問会社は、ファンドの運用に関する専門的サービスの提供のため、またクラスB規則および投資顧問契約中の投資ガイドラインに従った投資運用取引全般を一任ベースで行うため、管理会社により選任された。

(7) HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシー(「名義書換事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Ireland) DAC)

ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行う。

(8) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)
日本における代行協会員業務および受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

(9) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)
日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

(10) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)
日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

3 資本関係

<訂正前>

管理会社、受託会社、包括保管受託銀行、投資顧問会社、名義書換事務代行会社、代行協会員および香港上海銀行のそれぞれの最終的な親会社は、HSBC ホールディングス・ピーエルシーである。

<訂正後>

管理会社、受託会社、保管受託銀行、副保管受託銀行、投資顧問会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、代行協会員および香港上海銀行のそれぞれの最終的な親会社は、HSBC ホールディングス・ピーエルシーである。

[次へ](#)

第3 投資信託制度の概要

< 訂正前 >

1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要

(中略)

- 2 1988年4月1日、1987年ガーンジー投資者保護法 (「 1987年法 」) が全面的に施行され、同日、特に1987年法の実施を目的として、1987年ガーンジー金融サービス委員会法により、ガーンジー州によって設立された ガーンジー金融サービス委員会 (「 金融サービス委員会 」) が活動を開始した。

(中略)

11 (1) クラス B スキーム

(中略)

(2) クラス Q スキーム

(中略)

- () クラス Q スキームは、法人 (プロテクトド・セル会社を含む)、信託またはリミテッド・パートナーシップとして設立することができる。管理会社は、パートナーシップ持分、株式および受益証券の所有が定義された適格専門的投資家に限定されることを確保しなければならない。

(中略)

3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された 2 種類の仕組の概要

(中略)

2 オープン・エンド型投資会社

会社 (いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。) は、2008年ガーンジー会社法 (改訂済) に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

(中略)

2008年6月30日以前

(中略)

2008年ガーンジー会社法 (改訂済) の施行後、株式の買戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する 2008年ガーンジー会社法 (改訂済) の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授権株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

償還する場合、会社の定款に従い、会社のあらゆる勘定から株式を償還することができる。ただし、会社は常に最低1名の株主を有さなければならないため、すべての株式を償還することはできない。

従前どおり、償還価格は会社の純資産価額を参照して計算される。

ガーンジー籍の会社の株式は、記名式でのみ発行されるが、券面が発行される場合もされない場合もある。会社の株主名簿は、株主の閲覧に供されるだけでなく、誰でも適切な手数料を支払って閲覧することができる。会社は、毎年、特に会社の授権株式資本、発行済株式資本および取締役の詳細を記載した年次確認書をガーンジー会社登記官に届け出なければならない。会社の記録は、ガーンジー会社登記官において維持され、適切な手数料を支払えば誰でも閲覧することができる。

(中略)

5 クラスB 集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要

(中略)

(d) 規則4.03は、2008年ガーンジー会社法 (改訂済)の条項に基づき、管理者および受託者 / 保管銀行に対して、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の写しを、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で入手可能とすることを要求している。

(中略)

7 会社型集団投資スキームの (任意および強制) 清算

(a) 会社型スキーム

会社型スキームの清算は、2008年 (ガーンジー) 会社法 (改訂済) (「会社法」) およびクラスB 規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

(中略)

8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

(1) ファンド

会社型スキームかユニット・トラスト型スキームかを問わず、クラスB スキームは、ガーンジーの居住者とみなされ、1975年ガーンジー所得税法 (改正済) および1989年ガーンジー所得税 (免税機関) 令 (「政令」) (改訂済) に基づく所得税免除資格を有しかつ免税権を取得していない限り、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率0%の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、利益に対して税率0%の所得税の納税義務を負う。ガーンジーに源泉を有する収入以外の収入についてガーンジーでの課税を免除されるファンドは、現在1,200英ポンドと定められているガーンジー州税務当局への年間納入金の支払に限定される。

(中略)

所得税法についての税務当局からの一定の承認は、カテゴリー (b) および (c) に該当する会社型投資信託からの免除の条件に適用される。

(中略)

(3) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、(上記 (a) 項、(b) 項および (c) 項に該当する場合) 非課税団体が支払う分配金について非課税団体による税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。受益証券の発行、換金、譲渡または移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税 (検認手数料は除く) または相続税はガーンジーにおいては課せられない。

(後略)

< 訂正後 >

1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要

(中略)

2 1988年4月1日、1987年ガーンジー投資者保護法 (「1987年法」) が全面的に施行され、同日、特に1987年法の実施を目的として、1987年ガーンジー金融サービス委員会法により、ガーンジー州によって設立された金融サービス委員会が活動を開始した。

(中略)

11 (1) クラスB スキーム

(中略)

(2) クラスQ スキーム

(中略)

- () クラスQスキームは、法人(プロテクトド・セル会社を含む)、信託またはリミテッド・パートナーシップとして設立することができる。管理会社は、株式、受益証券およびパートナーシップ持分の所有が定義された適格専門的投資家に限定されることを確保しなければならない。

(中略)

3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された2種類の仕組の概要

(中略)

2 オープン・エンド型投資会社

会社(いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。)は、2008年ガーンジー会社法(改訂済)(以下「会社法」という。)に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

(中略)

2008年6月30日以前

(中略)

会社法の施行後、株式の買戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する会社法の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授権株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

償還する場合、会社の定款に従い、会社のあらゆる勘定から株式を償還することができる。ただし、会社は常に最低1名の株主を有さなければならないため、すべての株式を償還することはできない。

従前どおり、償還価格は会社の純資産価額を参照して計算される。

ガーンジー籍の会社の株式は、記名式でのみ発行されるが、券面が発行される場合もされない場合もある。会社の株主名簿は、株主の閲覧に供されるだけでなく、会社法の規定に従い、誰でも適切な手数料を支払って閲覧することができる。会社は、毎年、特に会社の授権株式資本、発行済株式資本および取締役の詳細を記載した年次確認書をガーンジー登記官に届け出なければならない。会社の記録は、ガーンジー登記官において維持され、会社法の規定に従い、適切な手数料を支払えば誰でも閲覧することができる。

(中略)

5 クラスB集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要

(中略)

- (d) 規則4.03は、会社法の条項に基づき、管理者および受託者/保管銀行に対して、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の写しを、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で入手可能とすることを要求している。

(中略)

7 会社型集団投資スキームの(任意および強制)清算

(a) 会社型スキーム

会社型スキームの清算は、会社法およびクラスB規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

(中略)

8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

(1) ファンド

会社型スキームかユニット・トラスト型スキームかを問わず、クラスBスキームは、ガーンジーの居住者とみなされ、1975年ガーンジー所得税法(改正済)および1989年ガーンジー所得税(免税機関)令(「政令」)(改訂済)に基づく所得税免除資格を有しかつ免税権を取得していない限り、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率0%の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、利益に対して税率0%の所得税の納税義務を負う。ガーンジーに源泉を有する収入以外の収入についてガーンジーでの課税を免除されるファンドは、現在1,200英ポンドと定められているガーンジー歳入庁への年間納入金の支払に限定される。

(中略)

所得税法についてのガーンジー歳入庁からの一定の承認は、カテゴリー(b)および(c)に該当する会社型投資信託からの免除の条件に適用される。

(中略)

(3) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、(上記(a)項、(b)項および(c)項に該当する場合)非課税団体が支払う分配金について非課税団体による税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジー歳入庁長官に提出する。

受益証券の発行、換金、譲渡または移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税(検認手数料は除く)または相続税はガーンジーにおいては課せられない。

(後略)

[次へ](#)

別紙 A

ファンド概要

HSBC GH ファンド

米ドル・クラス受益証券/ユーロ・ヘッジ・クラス受益証券

<訂正前>

(前略)

4 ファンド概要

(中略)

- ()決算日 : 毎年4月の評価時点
- ()設立費用は、5,000米ドル(または各クラスの通貨建てで5,000米ドル相当額)を超えない。
- ()買戻手数料 : 買戻手数料は課されない。
- 年間手数料 : 管理報酬料率1.65%、受託報酬0.10%、売買スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。

5 投資制限

(a)ファンドは、選り抜かれたマネジャーが運用する投資先ファンドの持分を直接取得するが、その場合、当該各投資先ファンドは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思われる商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。

(b)ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有する。

(中略)

(e)為替ヘッジ:

米ドル・クラス:

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、米ドルに対してヘッジ・バックさせることもさせないこともできる。

ユーロ・ヘッジ・クラス:

資産はユーロ以外の通貨建ての場合もあり、かかる通貨エクスポージャーはユーロに対してヘッジ・バックされることが想定される。この目的のためのヘッジは、為替予約もしくはノンデリバラブルの為替予約、もしくはかかる為替予約のオプションまたはその他利用可能で同様もしくは類似の効果を持つ派生商品を利用することにより行われる。管理会社は、その絶対的裁量により通貨ヘッジに関する方針を変更する権限を有する。ただし、いかなる変更も効力を生じる前に、ヘッジ方針の変更についての通知が受益者に発せられ、それにより受益者が望む場合には受益証券を買い戻すことが可能となり、委員会の承認(要求ある場合)が取得される。当該ヘッジに係る費用はすべて(借入費用を含む場合がある。)、関連する受益証券クラスの受益者のみが負担し、ファンドの純資産総額に反映される場合があるため、当該受益証券クラスおよび他の受益証券クラスの業績にも反映される場合がある。

(中略)

日本証券業協会規則

日本証券業協会の規則の結果、以下の追加の投資制限が適用される。

(中略)

(d) 令和元年12月1日以降、ファンドは、以下の行為を直接的に行うことが禁止される。

(中略)

6 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、ヘッジ目的でのみデリバティブ取引 (為替ヘッジを含む場合がある。) を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額 (借入れにより行われる場合もある。) は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

(中略)

8 買戻しの制限

管理会社は、取引日に買い戻されるファンドの受益証券口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の10%以下に制限することができる。管理会社によるかかる裁量の行使により買い戻されない受益証券は、翌取引日に繰り越され、買戻通知が事後に受領された他の受益証券に優先して比例按分して買い戻される。

9 リスク要因とその開示

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

4 ファンド概要

(中略)

() 決算日 : 毎年4月の最終営業日

() 設立費用は、5,000米ドル(または各クラスの通貨建てで5,000米ドル相当額)を超えない。

() 買戻手数料 : 買戻手数料は課されない。

年間手数料 : 管理報酬料率1.75%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。

5 投資制限

(a) ファンドは、選り抜かれたマネジャーが運用する投資先ファンドの持分を直接取得するが、その場合、当該各投資先ファンドは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思われる商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。

(b) ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有することができる。

(中略)

(e) 為替ヘッジ :

___ . 米ドル・クラス :

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、米ドルに対してヘッジ・バックさせることもさせないこともできる。

___ . ユーロ・ヘッジ・クラス :

資産はユーロ以外の通貨建ての場合もあり、かかる通貨エクスポージャーはユーロに対してヘッジ・バックされることが想定される。この目的のためのヘッジは、為替予約、もしくはかかる為替予約のオプションまたはその他利用可能で同様もしくは類似の効果を持つ派生商品を利用することにより行われる。管理会社は、その絶対的裁量により通貨ヘッジに関する方針を変更する権限を有する。

当該ヘッジに係る費用はすべて、関連する受益証券クラスの受益者のみが負担するが、ファンド全体の純資産総額に反映される場合があるため、当該受益証券クラスおよび他の受益証券クラスの業績にも反映される場合がある。

(中略)

日本証券業協会規則

日本証券業協会の規則の結果、以下の追加の投資制限が適用される。

(中略)

(d) ファンドは、以下の行為を直接的に行うことが禁止される。

(中略)

6 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、ヘッジ目的でのみデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額(借入れにより行われる場合もある。)は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

(中略)

8 買戻しの制限

管理会社は、取引日に買い戻されるファンドの受益証券口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の10%以下に制限することができる。管理会社によるかかる裁量の行使により買い戻されない受益証券は、翌取引日に繰り越され、買戻通知が事後に受領された他の受益証券に優先して比例按分して買い戻される。

9 GH特別目的ビークル

ファンドは、GY1 1WA、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウスに登記上の事務所を有し、会社登録番号68646のガーンジーで登記された非セル型会社であるHSBC リパブリック・グローバル・ヘッジ・インベストメンツ・リミテッド(以下「GH特別目的ビークル」という。)を通じて投資を行う。

GH特別目的ビークルは、ファンドの全額出資子会社である。

ファンドに代わって行われた投資はすべて、GH特別目的ビークルまたは両保管受託銀行によってファンドに代わって保有される。

管理会社は、GH特別目的ビークルの会社取締役兼投資マネジャーを務めている。

GH特別目的ビークルは、特別目的ビークル(上記で定義される。)である。

10 リスク要因とその開示

(後略)

別紙B

定義

<訂正前>

(前略)

「転換アービトラージ」 一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、「第二部
ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針 - オルタナティブ
投資運用」を参照のこと。

「取引日」 各ファンドの別紙「ファンド概要」に記載する各ファンドの取引日をいう。

(中略)

「名義書換事務代行会社」 管理会社が受託会社の同意を得て名義書換に関する事務代行業務を委託したHSBC
セキュリティーズ・サービスズ(アイルランド)ディーエーシーをいう。

「信託証書」 「リパブリック・ポートフォリオ・セレクション・ファンド」(「HSBC リパブ
リック・ポートフォリオ・セレクション・ファンド」に名称変更し、現在は
「HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド」)の名称でアンブレラ型ユ
ニット・トラストを設立するための2014年6月26日に修正された1996年5月31日
付信託証書(随時改訂される。)をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「転換アービトラージ」 一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、「第二部
ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針 - オルタナティブ
投資運用」を参照のこと。

「保管受託銀行」 HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店およびHSBC コンチネンタル・ヨー
ロッパのそれぞれをいう。

「取引日」 各ファンドの別紙「ファンド概要」に記載する各ファンドの取引日をいう。

(中略)

「名義書換事務代行会社」 管理会社が名義書換に関する事務代行業務を委託したHSBC セキュリティーズ・
サービスズ(アイルランド)ディーエーシーをいう。

「信託証書」 「リパブリック・ポートフォリオ・セレクション・ファンド」(「HSBC リパブ
リック・ポートフォリオ・セレクション・ファンド」に名称変更し、現在は
「HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド」)の名称でアンブレラ型ユ
ニット・トラストを設立するための2014年6月26日および2021年5月1日に修正
された1996年5月31日付信託証書(随時改訂される。)をいう。

(後略)